

学校感染症・出席停止について

分類	病名	出席停止の基準（※医師の判断を優先）	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）	完全に治癒するまで	
第二種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日、かつ、症状軽快後1日が経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	※その他の主な感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止 治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		感染性胃腸炎／流行性嘔吐下痢症 ※風邪等での胃腸炎は含まない	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
		伝染性紅斑（りんご病）	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

（学校感染症のうち、通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症は除く）

左の表は法律で定められた、学校で予防すべき感染症（集団感染のおそれのある疾病）の種類です。

学校感染症での欠席は、基本的に出席停止扱いとなります。

病欠が長引く生徒がいた場合は、疾病名等を確認してください。

※この表に載っていない場合でも、医師と校長の判断により、第三種感染症として扱うことがあります。

※「その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症としての措置を取ることができる感染症です。そのため、基本的には病欠扱いと捉えてください。

●学校感染症と診断された生徒がいる時●

①養護教諭に感染症が発症したことをご連絡ください

②保護者に「治癒証明書」もしくは「登校許可書」（病院によって名称が異なります。）等を、病院から発行してもらおうよう伝えてください。

「治癒証明書」は生徒が登校開始する際に、学校へ提出してもらいます。

※市川市ではインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症についてのみ、治癒証明書等の提出は必要ありません。

